

就学前教育サイトに於ける COVID-19 曝露管理計画の手順

最新の更新：（変更は黄色で強調表示）

12/28/20:

- ECEセンターは、発症前14日間以内の任意の時点で現場にいた従業員及び児童の全てのCOVID-19の症例を公衆衛生局に通知する必要があります。発症する14日間以上に現場にいた症例は、ECEセンターから公衆衛生局に報告する必要はありません。
- 濃厚接触者の定義が更新され、以下の内容が含まれるようになりました。(1) 感染者から6フィート以内に、24時間以内の間に合計15分以上いた人。(2) 感染力のある期間中に感染者と一緒にグループまたは教室にいた人。
- COVID-19と診断された人と濃厚接触した人に必要とされる検疫期間が短縮されました。症状の現れていない濃厚接触者は、10日目以降は検疫を終了することができますが、引き続き健康状態を監視し、14日目までCOVID-19予防対策を厳守する必要があります。

COVID-19への曝露を封じ込める為にコミュニティレベルにおいて的を絞って行う公衆衛生上の対応は、ロサンゼルス郡公衆衛生局（公衆衛生局）によるCOVID-19への対応による影響を最大化する為に役立ちます。

就学前教育（Early Care and Education: ECE）のプロバイダーは、COVID-19曝露管理計画（Exposure Management Plan: EMP）を迅速に開始することを通して公衆衛生局が公衆衛生対応の適時性と影響の改善の助けとなる信頼できるコミュニティパートナーです。ECEセンターでCOVID-19の1症例を特定した後、直ちにEMPを実施すると、COVID-19の蔓延を封じ込める能力が加速され、サイトでその1症例から大発生になることを防ぐことができます。

ECEの現場で発生したCOVID-19の症例が1件、2件、及び3件以上発生した場合の曝露を管理する手順それぞれを以下に説明し、付録Aに要約します。COVID-19曝露管理に利用できるリソースのレベルはECEプロバイダーによって異なるため、**必須**手順はEMPに含まれる必要のある最小限の要素になります。推奨される手順には、センターのリソースで十分な曝露管理へのオプションの要素が含まれます。

「センター」、「設定」、または「サイト」は、家族保育ホームプロバイダーを含む全ての保育プロバイダーに適用されることに注意して下さい。「症例」という用語は、ECEサイトに関わりのあるCOVID-19感染者を指して使用されます。本文書が、症例に対するサイト側のアクション（指示の提供など）を求める場合、症例は、影響を受けるスタッフ、または影響を受ける子供の親（または介護者/保護者）であると理解する必要があります。

ECEサイトにおけるCOVID-19の1症例を特定する前の曝露管理計画

必須：COVID-19安全手順の連絡窓口として機能する、ECEセンターCOVID-19連絡担当者を定める。担当者は、スタッフ、家族、および児童がCOVID-19についての教育を受けるようにし、公衆衛生活動を促進する為にサイトレベルの情報を共有する連絡係として機能する。

□ 必須：ECE施設は、登校前または在校中の症状確認で陽性と判断された人について公衆衛生衛生局の[決定経路](#)に関する指導に従う。

ECEサイトにおけるCOVID-19の症例が1件発生した場合の曝露管理

□ 必須：実験室レベルの検査で陽性判定された COVID-19 の症例（子供または職員）が 1 件特定された場合、ECE プロバイダーは COVID-19 向けの自宅隔離手順に従うように症例に指示をする (ph.lacounty.gov/covidisolation)。

□ 必須：ECE プロバイダーは、症例に公衆衛生局が公衆衛生局の症例及び接触者調査プログラムを介して直接症例に連絡を取り、追加情報を収集して、症例隔離の為に衛生担当官命令を発行することを通知する。

□ 必須：ECE センターの COVID-19 連絡担当者は、発症前 14 日間以内の任意の時点でセンターにいた従業員と子供の COVID-19 感染症の確認されたすべての症例、及び曝露した人々について公衆衛生局に通知する。報告は、[COVID-19 教育セクター向け症例及び接触者ラインリスト](#)を使用し、症例の通知から 1 営業日以内に記入済みの接触者ラインリストを [ACDC- Education@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Education@ph.lacounty.gov) に電子メールで送信する。

- 感染者は、症状が最初に現れた 2 日前から、隔離をする必要がなくなるまで、（解熱剤を使用せずに 24 時間以上発熱が治まり、かつ症状が改善し、かつ他の症状が最初に現れてから少なくとも 10 日が経過するまで）感染性が有ると見なされる。COVID-19 検査結果が陽性であるが症状が見られない人は、検査を受ける 2 日前から検査後 10 日まで感染性が有ると見なされる。
- 以下のいずれかに当てはまる場合、COVID-19 に曝露していると思われる。
 - 医療用でないフェイスカバーを着用していても感染者の 6 フィート以内の距離に **24 時間の間に合計 15 分間以上一緒にいた方**。
 - 感染者の体液及び/または COVID-19 が確認されたまたは感染の疑われる人の分泌物に保護具を着用せずに接触した方（例えば、咳やくしゃみの飛沫がかかる、唾液に触れる、食器を共有する、保護具を着用せずに介護を行うなど）。

感染者に感染力がある期間中に、その感染者と一緒にグループまたは教室にいた人は、この時点で濃厚接触者と思われる。

□ 必須：症例への曝露が特定された生徒及び職員は、書面またはその他のコミュニケーション手段を通じて ECE プロバイダーから通知を受ける。曝露通知レターのテンプレートは、[COVID-19 教育現場用通知レターテンプレート](#)から入手できる。通知には以下の要素を含める。

- 症例に曝露した職員と生徒に、症状の有無に関わらず COVID-19 検査を受け、その結果を ECE プロバイダーに報告するように指示する。このことが、ECE サイト内での感染の蔓延の程度を決定し、さらなる管理措置の基礎としになる。検査のリソースには、職員向けヘルスサービスまたは労働衛生サービス、学生向けヘルスセンター、医療従事者、コミュニティ検査サイト：covid19.lacounty.gov/testing などが有る。医療従事者を見つける為の支援が必要な方は、24 時間年中無休で利用可能なロサンゼルス郡情報ライン 2-1-1 に電話して下さい。
- 曝露した生徒と従業員は、最後に感染力のある症例（上記で定義）に接触した日から 10 日間は自己検疫（自宅または別の住居に滞在し、他者から離れる）を行い、検査で陰性の判定を受けた場

合でも、検疫期間中は症状を監視する。症状が現れない場合は、10日目以降は検疫を終了することができるが、引き続き健康状態を監視し、14日目までCOVID-19 予防対策を厳守する。注：潜伏期間中（曝露してから発症までの期間）に検査で陰性と判定された人は、その後、症状の有無にかかわらず、疾患を発症する可能性が有る。COVID-19の自宅検疫ガイダンスは、ph.lacounty.gov/covidquarantine から入手できる。

- 公衆衛生局は、公衆衛生局の症例及び接触者調査プログラムを通じて、曝露された従業員及び子供に連絡を取り、追加情報を収集し、検疫の為の衛生担当官命令を発行する。

□ **推奨**：ECE プロバイダーは、現場に於ける曝露、及びCOVID-19の蔓延を防ぐ為に講じられている対策についてより多くのECEセンターコミュニティに追加の通知を行う必要があるかどうかを決定する。一般的な通知レターテンプレートは、[COVID-19 教育現場用通知レターテンプレート](#)から入手できる。

14日間以内にECEサイトでCOVID-19の症例が2件発生した場合の曝露管理

□ **必須**：ECE プロバイダーは、14日間以内に実験室レベルの検査で陽性判定された症例（子供および/または従業員）が2件特定された場合、確定症例1件の際の**必須**手順に従う。

□ **推奨**：ECE プロバイダーは、2件の確認症例に疫学的な関連性があるかどうかを決定する。すなわち2名が感染性のある期間中に時と場所を同じくして一緒にいたかどうかを調査する*。

*感染者は、症状が最初に現れた2日前から、隔離をする必要がなくなるまで、（解熱剤を使用せずに少なくとも24時間は発熱が治まり、かつ症状が改善し、かつ症状が最初に現れてから少なくとも10日が経過するまで）感染性があると見なされる。COVID-19検査結果が陽性であるが症状が見られない人は、検査を受ける2日前から検査後10日まで感染性があると見なされる。

- 症例間の疫学的関連性を決定するには、曝露履歴を理解し、感染性のある間に症例に曝露された可能性のある全ての場所と人物を特定する為に、施設内で更なる調査が必要になる場合がある。注：疫学的に関連しているケースとは、散発的に起こる広範囲の地域での感染よりも、その状況で関連する感染症を拡散する可能性が高く、お互いに物理的距離を共有（例：教室、学校内のオフィス、集会）をしたことが識別できる人物を含みます。疫学的関連性の評価をサポートするツールは、[COVID-19教育セクター向け曝露調査ワークシート](#)から入手できる。疫学的関連性の評価方法に関する技術支援については、ACDC-Education@ph.lacounty.govまでお問い合わせ下さい。
- 疫学的関連性が存在しない場合、ECEプロバイダーは通常のCOVID-19曝露への監視を継続する。
- 疫学的関連性が存在する場合、ECEプロバイダーは、現場に特化した介入の実施を含む、施設内での蔓延防止の為に講じるべき予防策について、生徒、保護者および従業員への連絡を強化する。

14日間以内にECEサイトでCOVID-19の症例が3件以上発生した場合の曝露管理

□ **必須**：14日以内に児童及び/または職員の間で、3件以上の実験室レベルの検査による確定症例のグループを特定した場合、ECEプロバイダーは以下の手順を実行する。

- 1 営業日以内にこのグループを公衆衛生局急性伝染病対策（ACDC）教育セクターチームに ACDC-Education@ph.lacounty.gov へメールで、もしくは(888) 397-3993 or (213) 240-7821 に **直ちに**電話で報告する。
- 症例と接触者のラインリストは、[COVID-19 教育セクター向け症例および接触者ラインリスト](#)から利用可能であり、ACDC-Education@ph.lacounty.gov へ提出する。ラインリストを完成させるためのテクニカルサポートについては、ACDC-Education@ph.lacounty.gov にお問い合わせください。
- ACDC 教育集団チームは、症例と接触者のラインリストを確認して、感染症集団発生基準に達しているかどうかを判断する。ACDC チームは、1 営業日以内に ECE プロバイダーに連絡し、次のステップについて指導する。
- 感染症集団発生基準に達していない場合、ECE プロバイダーは通常の曝露管理を継続する。
- 感染症集団発生基準に達していると判断された場合、公衆衛生局感染症集団発生管理支部（OMB）が始動する。
- 発生調査の期間中、感染症集団発生管理に関して ECE プロバイダーと調整する為に OMB 公衆衛生調査官が担当に割り当てられる。
- ECE プロバイダーの COVID-19 連絡担当者は、感染症集団発生が解決するまで症例と接触者のラインリストの更新などの必須情報を OMB 調査官に提出する。

□ **推奨**：集団の発生を公衆衛生局 ACDC 教育集団チームに報告する前に、ECE プロバイダーは、このグループの少なくとも 3 件の症例に疫学的関連性があるかどうかを評価する。疫学的関連性の評価をサポートするツールは、[COVID-19 教育セクター向け曝露調査ワークシート](#)を利用する。

ECEサイト向けCOVID-19アウトブレイク基準

疫学的に関連性のあるグループ*のメンバーで、14 日間にわたって実験室レベルの検査で COVID-19 と確定された症状のある、または無症状の症例が、ECE サイトで同一世帯ではなく、学校外で近い接触の無い個人に少なくとも 3 件発生した場合。

*グループには、**共同のメンバーシップ**(同じ教室、ECE でのイベントや課外活動など)を共有する人が含まれる。疫学的関連性とは、**感染者は、感染力のある間、同じ状況の同じ場所で、同じ期間にいた場合を指します。**

付録 A : ECE サイトに於いて COVID-19 症例が発生した場合の曝露管理手順

症例数 1 件	<p>1) 必須 : ECE プロバイダーは症例に自宅隔離の指示に従うように指示する(a)。</p> <p>2) 必須 : ECE プロバイダーは公衆衛生局 (DPH) が症例に連絡して追加情報を収集し、衛生担当官自己隔離命令を発行することを通知する (a)。</p> <p>3) 必須 : ECE プロバイダーは症例と協力して、感染時に ECE サイトで自身に曝された接触者を特定する。</p> <p>4) 必須 : ECE プロバイダーは接触者に学校での曝露を通知し、接触者に自己検疫の指示 (b) に従い、COVID-19 検査を受けるよう促す。</p> <p>5) 必須 : ECE プロバイダーは濃厚接触者に DPH がフォローアップとして追加情報を収集し、衛生担当官自己検疫命令を発行することを通知する (b) 。</p> <p>6) 必須 : ECE プロバイダーは確認された症例及び現場で暴露した人の情報を COVID-19 教育セクター向け症例および接触者ラインリストを用いて、DPH の ACDC-Education@ph.lacounty.gov に 1 営業日以内に送信する。</p> <p>7) 推奨 : ECE プロバイダーは通常のお知らせ*を送信して、より広い ECE サイトコミュニティ (受信者は学校が決定) に、曝露と拡散を防ぐ為に講じられている対策を通知する。</p> <p>*注 : 曝露に関する通知及び一般通知用のレターテンプレートは、COVID-19 教育設定用テンプレート通知レターから入手できる。</p>
症例数 2 件	<p>1) 必須 : 確定症例1件の場合の手順に従う。</p> <p>2) 推奨 : 症例が相互に14日以内に発生した場合、ECEプロバイダーは疫学的関連性.*が存在するかどうかを決定する (症例は感染中に同じ期間に同じ設定で存在する)。教育セクターツールのCOVID-19曝露調査ワークシートは、疫学的関連性の評価に役立つ。EPIの関連がある場合、学校はさらなる感染予防措置を取る必要がある。</p>
症例数 3 件 以上	<p>1) 必須 : 3 件以上の症例の集団が相互に 14 日間以内に発生した場合、ECE プロバイダーはこのグループを公衆衛生局急性伝染病対策 (ACDC) 教育セクターチームに ACDC-Education@ph.lacounty.gov に直ちに報告する。</p> <p>2) 推奨 : DPH にこのグループの発生を通知する前に、ECE プロバイダーは疫学的関連性が 3 件以上の症例に存在するかどうかを評価する。</p> <p>必須 : DPH は、ECE プロバイダーに教育セクター向け COVID-19 症例および接触者ラインリストを記入し、感染症集団発生基準が満たされているかどうかを確認するように要求する。発生基準に従っている場合、公衆衛生局発生管理部 (OMB) が有効化され、OMB 調査官が学校に連絡して発生調査を行う調節をする。</p> <p>3) 必須 : 発生調査中、発生が解決されるまで ECE プロバイダーは OMB 調査員に最新情報を提供する。</p>